吸収分割に関する事後備置書類

（会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条並びに
会社法第 801 条第 3 項第 2 号に定める書面）

2020 年 4 月 1 日

日立化成株式会社

日立化成テクノサービス株式会社

2020年4月1日

東京都千代田区丸の内一丁目9番2号
日立化成株式会社
代表執行役　丸山　寿

茨城県日立市東町四丁目13番1号
日立化成テクノサービス株式会社
代表取締役　佐藤　信人

日立化成株式会社（以下「日立化成」といいます。）と日立化成テクノサービス式会社（以下「日立化成テクノサービス」といいます。）とは、2020年1月27日付吸収分割契約に基づき、2020年4月1日を効力発生日として、日立化成が営むフォーム事業、フェノール樹脂成形材料事業、複合材料事業（高分子絶縁体「タフロッド」に係る事業を除く。）及びその他これらに関連する事業に関して有する資産、債務及び契約その他の権利義務を日立化成テクノサービスに承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）を実施いたしました。

本件吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条並びに会社法第801条第3項第2号に定める事後開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2020年4月1日

2. 分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）

(1) 会社法第784条の2（吸収分割をやめることの請求）の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号イ）

日立化成は、会社法第784条第2項の規定に基づき、株主総会の承認決議を経ずに本件吸収分割を実施したため、同法第784条の2但書の規定により、日立化成の株主による差止請求権は認められておりません。

(2) 会社法第785条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号ロ）

本件吸収分割は、会社法第 785 条第 1 項第 2 号に定める場合に該当するため、会社法第 785 条の規定による手続きは行っておりません。

(3) 会社法第 787 条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号ロ）

日立化成は新株予約権を発行していないため、会社法第 787 条の規定による手続は行っておりません。

(4) 会社法第 789 条（債権者の異議）の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号ロ）

日立化成は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2020 年 2 月 18 日付官報及び電子公告にて公告を行いましたが、異議申述期限までに同条第 1 項の規定による異議申述を行った債権者はおりませんでした。

3. 承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2（吸収分割をやめることの請求）の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号イ）

会社法第 796 条の 2 の規定に基づき日立化成テクノサービスに対して本件吸収分割をやめることを請求した株主はおりませんでした。

(2) 会社法第 797 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号ロ）

日立化成テクノサービスの株主は、会社法第 796 条第 1 項本文に定める特別支配会社である日立化成 1 名のみであったため、会社法第 797 条第 1 項の規定に基づき日立化成テクノサービスに対して株式の買取請求を行うことのできる株主はおりません。

(3) 会社法第 799 条（債権者の異議）の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号ロ）

日立化成テクノサービスは、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2020 年 2 月 18 日付の官報において公告するとともに、同日付の個別通知により、債権者に対し本件吸収分割に対する異議申述の催告を行いましたが、異議申述期限までに同条第 1 項の規定による異議申述を行った債権者はおりませんでした。

4. 吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

日立化成テクノサービスは、日立化成より、2020 年 4 月 1 日をもって、日立化成が営むフォーム事業、フェノール樹脂成形材料事業、複合材料事業（高分子絶縁体「タフロッド」に係る事業を除く。）及びその他これらに関連する事業に関して有する資産、債務及び契約その他の権利義務を承継しました。なお、日立化成テクノサービスが日立化成から承継した資産及び債務の額（概算値）は、以下のとおりです。

資産：金 36 百万円
債務：なし

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2020 年 4 月 1 日

6. その他吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

(1) 労働者保護手続の経過

日立化成は、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（以下「労働契約承継法」といいます。）第 7 条に基づき労働者の理解と協力を得るよう努め、かつ、商法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項に基づき、労働者と協議いたしました。また、労働契約承継法第 2 条に基づき、労働者及び労働組合に対して本件吸収分割に関する通知を行いましたが、異議の申出はありませんでした。

以　上